

知財の広場

「売れる商品を守る！」知的財産について

大津市にあるコラボしが21で、滋賀県よろず支援拠点が主催するミニセミナーあり、知的財産のテーマにて、月に1回、INPIT 滋賀県知財総合支援窓口の支援担当者が講師を務め、約1時間、知的財産に関する内容について、初心者でもわかるように説明させていただいています。

表題のテーマは、先日、私が講師を務めた際に説明した内容になり、そのセミナーをした後に、考えたことをご説明します。

以下の図は、ブランドの機能を説明するための概念図として使用しましたが、考えてみると、この図は、発明、デザインにもあたるのではないかと考えます。

というのも、顧客は、事業者が提供する商品を、標準品を除いて、ブランド、発明、デザインの違いを「識別」して、〇〇の商品（＝「出所」）であると認識し、こんな「品質」の商品と理解して、その商品を見ただけで買おうかな？（＝「広告」）と考えて購入していると想定されます。あくまでも、顧客が購入したい商品についてですが、商標権、特許権、意匠権、あるいは、ノウハウを使って、他の会社との差別化（＝識別力）を維持していくことが重要です。

ご興味がある方は、滋賀県よろず支援拠点のHPからお申し込みください。



INPIT 滋賀県知財総合支援窓口（TEL.077-558-3443）にご相談ください。

支援担当者 有元 幸郎